

令和6年度第3回 新潟市男女共同参画審議会会議録

日 時	令和7年2月10日(月) 10:00～12:00
会 場	新潟市役所本館6階 第3委員会室
出席者 (委員11名)	相田委員、有森委員、大島委員、齊藤委員、杉原委員、橘委員、福田委員、松本委員、三須委員、南委員、渡邊委員
傍聴者	6名
次 第	1 開会 2 議事 (1) 男女共同参画に関する基礎調査の結果について (2) 第5次新潟市男女共同参画行動計画の策定について 3 その他 4 閉会
事務局	ただいまから、令和6年度第3回新潟市男女共同参画審議会を開始します。 本日の審議会の出席状況をご報告いたします。本日は、15名の委員のうち11名がご出席となっております。この審議会は、新潟市男女共同参画推進条例施行規則第15条第2項により、委員定数の半数以上の出席をもって開催することとなっておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。 はじめに、男女共同参画課長の石崎よりごあいさつ申し上げます。
男女共同参画課長	本日はお忙しい中、また足元の悪い中、第3回新潟市男女共同参画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。 今年度の審議会は7月に開催した第1回を皮切りに、11月に第2回、そして今回の第3回と、また、評価部会委員の皆様におかれましては、加えて、評価部会を2回と、これまで多くの会にご出席いただき、また貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。 皆様からいただいた評価をまとめた年次報告書を、本日、机上配布させていただいております。この内容は、庁内にも共有させていただき、各所管課において、施策の企画、実施に反映させていただこうと思います。また、報告書に記載されていないご意見につきましても、庁内関係課へフィードバックを行いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。 本日は、はじめに、委員の皆様からもご協力いただき、昨年9月に実施した基礎調査の結果を報告いたします。次に、第5次新潟市男女共同参画行動計画の策定のうち、骨格となる体系の部分についてご意見をいただければと思います。また、女性支援およびDV防止に関する検討会について、説明を予定しております。 本日はよろしくお願いいたします。
事務局	次に、本日の資料の確認をお願いいたします。本日、机上に配付させていただきました会議次第、次に委員名簿、座席表、資料1から資料6となります。そのほか、前回、第2回審議会資料の抜粋を追加しております。不足している

	資料等ございましたら事務局までお知らせください。 それでは、ここからの進行は会長にお願いいたします。
杉原会長	皆さん、おはようございます。よろしくお願いします。 会議次第の２の議事（１）男女共同参画に関する基礎調査の結果についてですが、最初に事務局の方から内容を報告していただき、その後、審議していきたいと思います。事務局、よろしくお願いします。
事務局	議事（１）男女共同参画に関する基礎調査の結果についてご報告いたします。 資料１の１ページ目をお開きください。 ローマ数字のⅠで調査概要となっております。こちらの調査は、男女共同参画に関する市民の意識と実態を把握し、次期行動計画策定の資料として使用するため、昨年９月に、満１５歳以上の市民４,０００人に実施いたしました。有効回収率が４７．０パーセントでした。設問につきましては、委員の皆様からのご意見をいただきましてありがとうございました。今回は、毎回の経年変化を測る設問のほか、女性支援に関する施策のため、女性を対象とした設問を追加いたしました。また、調査結果の中には、現在の第４次行動計画の各目標の達成状況を計るため、成果指標となっているものがあり、資料２は指標の一覧をまとめたものです。資料１と資料２をご覧くださいながら説明させていただきます。 なお、資料２ですが、グレーの網掛けになっているところがありますが、これは、今回の基礎調査での数値で計るものではなく、別の統計調査により、今後、数値が出されていくものです。 関連のページとして、資料１の２２ページもお開きください。 表１の成果指標の１です。「男（夫）は仕事、女（妻）は家庭」という考え方についての説明となっております。こちらは、性別による固定的な役割分担意識を計る指標となっております。今回は６１．６パーセントということで、前回の５９．９パーセントよりも１．７ポイント上昇しましたが、令和７年度の目標値が８０パーセント以上なので、目標達成とはなりませんでした。 これに関連しまして、資料１の２５ページをお開きください。前回調査との比較ですが、賛成という考え方は、前回の２８．３パーセントから、今回２０．８パーセントということで７．５ポイント減少いたしました。性別でみましても、男女それぞれ賛成が７ポイント以上減少したということで、反対という意見については目標に至らなかったのですけれども、賛成という回答が７ポイント以上減少しているということで、固定的な性別役割分担意識については少しずつ解消されていると考えられます。 続きまして、成果指標の２です。１４０ページになります。指標としましては、男女共同参画社会という用語の認知度となっております。こちらは、令和７年度目標８０パーセント以上に対しまして７０パーセントで、前回は６５パーセントでしたので５ポイント上昇したのですけれども、目標未達成でした。 続きまして、成果指標の３です。関連のページは６ページになります。こちらは、各場面における男女の地位の平等感の設問となっております。こちらでは、家庭生活での男女の地位の平等感、職場における男女の地域の平等感につきましては、それぞれ４２．１パーセント、３０．６パーセントということで、この職場に

	については資料 2 でいいますと、成果指標 17 番に書かれているのですけれども、30.6 パーセントということで、この二つの場面におきましては、それぞれ目標を達成いたしました。 そのほかには、法律や制度、社会通念やしきたり、地域社会についても、それぞれ、前回よりも平等感が増加しましたが、目標未達成でした。 続きまして、関連ページが 47 ページ、資料 2 でいいますと目標 4 の成果指標 23 です。共働き夫婦の家事等平均時間の格差です。こちらは、男女の平均時間の格差が 180 分以内になることが目標でした。資料 1 でいいますと、47 ページの＜配偶者ありの就労状況別＞という表の、仕事や学校に行っている人の平日の部分で、一番上の「夫婦ともに働いている」というところの、女性と男性の家事時間の差になります。こちらですが、今回は女性が 294 分、男性が 110 分でした。前は女性が 293 分、男性が 75 分ということで格差が 218 分でしたが、それに対して、格差は 184 分ということでかなり縮小したのですが、目標としては 180 分ですので、こちらには 4 分届きませんでした。格差は縮まったのですが、女性の家事に要する時間が 293 分に対して今回 294 分ということで、女性の家事時間自体は減少していないという状況になっております。 続きまして、資料 1 の 65 ページ、目標 5 に関連する成果指標で資料 2 に記載の指標 32 です。妊娠や出産にかかわる女性の健康と権利に配慮すべきという問に対してですが、配慮する必要がある、どちらかといえば配慮する必要があるという割合が、目標は 100 パーセントでしたが、今回の結果は 92.2 パーセントです。前は 88.8 パーセントということで、3.4 ポイント上昇しましたが、目標には未達成という結果になりました。 続きまして、目標 6 です。目標 6 は三つの成果指標があります。 最初に指標 35 番、DV被害にあったときに実際に相談した人の割合です。関連ページは、資料 1 の 85 ページとなります。まず、相談した人の割合、男性につきましては、目標値 35 パーセントに対して今回の結果は 30.2 パーセントです。前の 31.2 パーセントよりも結果が 1 ポイント下回り、なおかつ目標未達成という状況です。女性につきましては、目標値 70 パーセントに対して、前の 49 パーセントよりも 3 ポイント上昇して 52 パーセントでしたが、目標には達成しなかったという状況です。 最後に 89 ページ、成果指標の 36 番です。DV被害にあったときの相談窓口を知っている人の割合です。これはDV被害があった人もなかった人も含めて相談窓口を知っているかどうかという認知度についてですけれども、目標値が 60 パーセント以上という目標値に対して、前の 50.1 パーセントを 5.2 ポイント下回り、今回は 44.9 パーセントということで、目標未達成という結果となりました。 成果指標については以上です。 続きまして、今回、女性を対象にした設問について、いくつか説明したいと思います。 女性 2,000 人を対象として、990 人の方から回答をいただきました。回答率 49.5 パーセントとなっています。
--	--

	関連のページとしましては、資料 1 の 147 ページをお開きください。問の 35 です。女性に対して、あなたが現在困っていることは何ですかというお尋ねをしました。全体の回答の中で多いのは、将来に対する不安があるというお答えで、こちらが 47.3 パーセント。次いで、家計が苦しい、健康、メンタルヘルス以外の健康に問題を抱えているという回答が続いております。一番回答が多かった、「将来に対する不安がある」を、年代別でみますと、20 歳代から 50 歳代の割合が高く、5 割を超えております。 婚姻状況別でみますと、こちらは 148 ページに婚姻状況別がありますが、未婚の方で将来に対する不安があると回答した人の割合が高いという結果となっております。 次は 150 ページをお開きください。問 35—1 ですが、先ほどの問 35 で、困っていることがあると回答した方に対する質問です。その困っていることについて、だれかに相談しましたかという問ですが、困っていることについて、30.9 パーセントは相談したことがある、10.4 パーセントがいくつかは相談したが相談していないことがある、そして、誰にもどこにも相談していないという答えが 46.4 パーセントという結果になりました。 この関連で、さらに 151 ページの問 35—2 です。相談していない理由ですが、50.8 パーセントが相談しても無駄だと思っている。18.3 パーセントがだれ（どこ）に相談したらよいか分からないと回答しています。 このような調査結果となりました。今回の調査結果につきましては、今後、計画策定の資料として活用してまいります。 （1）につきましては、以上です。
杉原会長	ありがとうございました。 審議に移りますが、ご意見のある方、お願いします。
相田委員	資料 2 の男女の地位の平等感で少し気になったというか、全体の調査結果として、前回よりはよくなっているけれども目標には至っていないという項目が多いのかなという全体の印象を持ったのですけれども、その中で少し気になったのが、男女の地位の平等感の項目の上から 2 番目の社会通念、慣習、しきたりということです。これも同じく、前回よりはよくなっているのだけれども目標には至らないという結果だったと思うのですけれども、全体として、そもそも数字が低いのです、目標設定も含めて。 何が気になったかという、最近、人口減少、特に言われているのが、若い女性の流出が多いのが最近よく話題になるのですけれども、その背景の一つとしてよく言われているのが、この社会通念だとか慣習だとかしきたりということ、嫌だということで地方から東京に出て行くというケースがよくあるという話があるのですけれども、まさにそういう意味では、人口減少対策みたいなことも含めて、この辺をもう少し上げていくというか社会的に広げていくということが大事なのかなと思いました。 これは、文化とか慣習とかそういうものにかかわる部分なので、すぐにということ、これは難しいのしょうけれども、これから取り組むうえでも、その辺を意識したほうがいいのかと思います。

杉原会長	ありがとうございました。事務局から何かありますでしょうか。
事務局	ご意見ありがとうございます。今、報道ですとか県等での取組でも、若い女性の流出、若年層の流出というところがクローズアップされていると承知しております。 国の第5次計画策定の際、地方出身の若い女性にインタビュー調査をしたというものが残っているのですが、関東圏で暮らし始めた目的や理由として、進学や就職だけではなく地元や親元を離れたかったからという回答がみられるということが報告の中に出ています。 国の分析としましては、その背景として、固定的な性別役割分担意識や、性差に関する偏見、無意識の思い込みが地方では根強く存在していることで、女性の居場所を奪っているということが挙がっておりました。 今後、次期計画の策定をするにあたっては、こういったところも、取り組んでいく必要があるのかもしれない。
杉原会長	ほかにご意見ある方、いらっしゃいますでしょうか。
松本委員	分かりやすく結果を説明していただき、ありがとうございました。 今回、9月に調査をしたということで、結果が出たばかりなのかなと思うのですが、この結果を今後どのように分析をしていくのかというところが気になったところと、もう一個、目標設定というところで、数値も先ほど目標値が低いのではないかと指摘もありましたけれども、この目標設定の妥当性というか、どういった基準で設けているのかということも気になったところで、分析とあわせてどのような方向性で決めていくのかということも、もしよければ教えてください。
事務局	次年度以降の作業になってくるのですが、個々の設定のやり方としては、国や他の政令市でも平等感や性別役割分担意識など、同様の設問を設定していますので、いろいろな自治体との比較をする意味でも、経年変化や、他の自治体との比較をやっていくために必要になってくるものもあります。 そのほかに、今回、女性についての設問も追加しましたが、今までの設問に加えて、今後、計画の中で取り組んでいかなくはないものが新たに生じたとして、それを計るための新たな指標も考えていく必要があると思います。 指標の数値が低いというところですが、先ほどの社会通念とかについて、第4次、第3次、第2次と、過去からずっと計りながらやっているものですが、少しずつ上がってはいますが、なかなか伸びてこない部分ですので、今後、どうやって伸びていくのだろうかということを考えながら、次の数値を設定する必要があると思います。
松本委員	ありがとうございます。横並びで比較する県とか、市とか自治体があるということなので、新潟市の特徴が多分みえてくるのかと思いました。 今、それが急には出てこないであろうと思うのですが、そういった分析の結果から、何か、例えば社会通念、しきたりが、ほかと比べてどうなのか分からないのですが、例えばすごく低いとかであればなぜ低いのかというところの分析につながると思ったので。またそういう結果も、結果という

	か分析の内容とかも、何かしらの形で見えたらいいかと思いました。
杉原会長	ありがとうございました。ほかにご意見ある方は。
橘委員	感想というか意見ですけれども、先ほどの調査の結果のところ、配偶者暴力、DV被害にあったときの相談窓口を知っている人の割合が令和元年に比べて下がっているということには、大変ショックを受けました。 その辺り、原因というかどのように見ているかということのを少し伺えればということと、ここについては非常に大切なところなので、今後の取組にぜひとも注力していただきたいという意見を申し上げたいと思います。
事務局	担当としまして、結果については衝撃を受けておりまして、今、リーフレットやカードを公共機関の女性のお手洗いのところに置いたりですか、美容院とか女性の方が立ち寄られるところなどに啓発資料をお配りしたりというようなことに取り組んでおります。ですが、まだ足りないということがはっきりしました。 なぜかということについては、正直、よく分かっていないところなのです。さまざまな機会に啓発の取組はしておりますけれども、さらに効果的な取組がどういう取組になるのか、検討しながら、また、皆様のお知恵も借りながらやっていきたいと思っております。
杉原会長	これは被害の有無別で、「知っている」、「知らない」の数字はどのようになっているか分かりますか。
事務局	今日をご用意していないのですが、いくつかの属性と設問を掛け合わせたもの、この報告書に記載している以外で集計しているものがございます。
杉原会長	分かりました。私の経験で言いますと、やはり暴力を受けていない人というのは興味がないというか、あまり知らなくて、受けてから調べるのですけれども、そのときにけっこうネットでどういうところがあるのだろうと調べる。特に若い人などはそういうパターンが多いので、知識として知っているという人はそんなに変動しないということは確かにあるかなということが一つと、あと、こういうアンケートって、暴力関係に興味がない人は答えなくて白紙というか、私、新潟市の男女共同の意識調査をやったときには、一切、そこを全部飛ばすという人もけっこういたりして、そういう意味で、もう少し内訳を分析して、原因というか、どういうところを強化したらいいかということを考えていただけたらと思います。
有森委員	今の論点についてなのですが、この質問項目は、実際にそういう被害に遭った方が相談したかどうかという質問ですか。ではなく、一般論としての知識をきいているのでしょうか。
事務局	問 35 の男性、女性の質問につきましては、「DV被害に遭いましたか」と聞き、「遭いました」と回答した方が相談した割合になりますが、問 36 について、例でお示ししている 44.9 パーセントは、DVに遭った人もそうでない人も含めて、そういったときに相談窓口を知っていますかという問になります。
有森委員	ありがとうございました。 実際に被害にあってからではけっこう窓口を探せないこともあるかと思うの

	で、まずそういうところがあるのだという基礎知識として知っておいて、そうなったときに備える、ということが実際なのかと思いますので、この 44.9 パーセントというのは、基礎教育の中で周知していくという考えの資料になるのかなと思って聞いておりました。 あと全体をとおして、先ほど松本委員からもお話があったのですけれども、地域別の比較をするといったところで、他府県とか、あとモデルケースのようなものがあればその活動を参照にできるという点から、目標に達していない項目が多くなってしまったので、果たしてそれはほかの地域でも見られることなのか、あるいは新潟市で非常に顕著なものなのかというふうに分析をしたほうがバランスを取れているのかなと思いますし、第 5 次に向けては、各項目で、達成できている市区町村はどのような活動をしているのかといったことを参考にすることは一つかなと思って聞いておりました。 目標 4 は、やはり分析のところでもおっしゃったように、180 の 4 分でしかないのですけれども、女性が増加していて、女性が全然減っていないという現状をどう考えるかといったところがあるかなと思って聞いておりました。 あとは、このあとの再分析についてですが、全部この資料を読み込めていないので、どういう分析が可能か分からないですが、施策の評価になっていくと思うので、何が一番効果を得たのか、どういう活動が貢献していたのかといったことまでの分析ができると、第 5 次に継続していく活動と、やめたほうがいい活動の区別ができるかと思ったので、今後のこの分析の方向性を少し教えていただけますか。それが第 5 次にどのようにつながっていくのかということがありましたらお願いします。
事務局	いろいろ、私どもが気付かなかった視点でご提案をいただいたので、そういう検討のやり方もあるのだなと、今気づいたというところがあります。 4 月以降、本格的な審議に入りますが、今日いただいたご意見等も含めて事務局案を作っていかなければいけないと考えております。
杉原会長	ほかにありますか。
齊藤委員	私も感想なのですが、基礎調査ではないところの、例えば令和 5 年度の実績が出ているところを見ると、特に目標 3、目標 4 に関して、目標値よりも上がっているところが多く、職場とかの部分がかっこう伸びているのだなという感想です。目標を上回っているのです、また次回、第 5 次はもう少し上がるのかなと思いますけれども、一応、感想だけです。
杉原会長	ありがとうございました。ほかにありますでしょうか。 私も少し感想で申し訳ないのですが、男女の地位の平等感、5 年間で結構数字が動いていて、私、この数字は動かないというイメージがあったので、結構上がったなというか、特に家庭生活と職場というのが 10 ポイントくらい上がっているということで少し驚いたということが一つ。あとは 2、3 パーセント、それでもこれだけ動けばかっこうかなと思ったのですが、内訳を見ると、男女差がかなりあって、特に家庭生活というのは男女差が 15 ポイントもあるという非常に大きい格差があるのですが、これはその前の令和元年度の最初のこの 32.9 パーセントのときの男女差と今回の男女差というのは平行移動した

	のか、格差が拡大したのか、その辺りを教えていただけたらと思います。職場は10ポイント差なので、まあまあこんなものかなと思います。 地域社会の男女差もかなり、20ポイント近くあると。先ほど地方から流出する女性の話がありましたけれども、地域社会においてはかなり男女の感覚の違いが大きいのですけれども、その辺りの、今分かる範囲でいいので、教えていただけたらと思います。
事務局	一例としまして、地域社会における男女の地位の平等感というところです。先ほどの資料2をご覧くださいますと、令和元年度ですが、全体で29.1パーセントとなっております。これを紐解いていきますと、この29.1パーセントのときの男性優遇であると答えた性別ですが、女性が男性優遇だと感じる割合が45.8パーセントでした。これが、今回は、女性は43.0パーセントとなっております。男性はどう捉えていたかというところですが、令和元年度、男性が優遇されていると男性自身が感じていたのは33.9パーセントで、今回は26.7パーセントです。男性も女性も、男性優遇の社会だと感じる割合は、5年前よりは減少しているという状況です。
杉原会長	「平等である」の数字で教えていただけますか。
事務局	5年前は、女性が「平等である」と感じているのは23.8パーセントでした。これが、令和6年度は25.2パーセントということで、平等感が増えています。男性は、5年前は36.5パーセントだったものが、42.7パーセントということで、男性も平等感が増えています。
杉原会長	分かりました。どちらも増えてはいるのだけれども、やはり男性のほうが平等感はかなり高まっていて、女性はあまり変化していない、そういう傾向がなきにしもあらずと思いました。昨今、ジェンダーとかこういう男女のお話が出てきて、男性問題などと言われるようになって、男性はいろいろ意識するようになってはいるのですけれども、女性の負担感是不変。先ほどの家事育児や、家事時間もそうでしたけれども、少しそういう傾向が今回見られて、市の政策としては全体の指標でいいのですけれども、内訳を見たりすることが大事。家事育児時間の、これも女性が減っていないということ、これも全国的生活時間調査と同じ傾向だと思うのですけれども、全国的生活時間調査の家事時間は女性も減っているのですが、育児時間がかなり増えていて、それでトータルだと全然変わらない。多分この調査は内訳を聞いていると思うので、そういう内訳を見ていって、一体どこにどういう負担が女性にかかっているのかということ、を少し見た方がいい。ただ、育児はどうしたらいいのかということはあるのですが。家事を減らすより育児時間を減らすのはなかなか大変な気がするのです。そういうところを見ていって、今後、どういうところに力をいれていくか考える際に、参考としていただけたらと思いました。 あとは、DV関係は全く変化がないということ。全くと言ったら失礼なのですが、ほぼ誤差の範囲という感じで、やはりまだまだこれから力を入れていかなければいけない。しかも被害者は本当に大変で、苦しんでいるという分野であるので、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。 皆さん、ほかに何か意見とかありますでしょうか。

	以上でよろしいでしょうか。もしなければ、議事（１）についての審議を終わります。 続いて議事（２）第５次新潟市男女共同参画行動計画の策定についてです。最初に事務局から説明をお願いします。
事務局	資料としては、前回１１月の第２回の審議会の資料から抜粋した「参考 第２回審議会資料（抜粋）」をご覧ください。 男女共同参画に関連する法律としては四つございます。左から男女共同参画社会基本法。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、女性活躍推進法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、ＤＶ防止法、令和６年４月に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、女性支援新法です。ＤＶ防止法につきましては以前から施行されていましたが、修正等があり令和６年４月に改正ＤＶ防止法となっております。 男女共同参画社会の形成・促進に関する施策については、一番左側の男女共同参画社会基本法により、県は義務、市町村は努力義務で行動計画を策定することとされております。女性活躍推進法、ＤＶ防止法、そして令和６年４月に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律につきましても、同様に、その施策を推進するための基本計画や推進計画を策定することとされております。 新潟市は、男女共同参画行動計画という、男女共同参画推進の核となる計画の中に、第２次ではＤＶ防止法に基づく基本計画、第４次では女性活躍推進法に基づく推進計画を盛り込んでおります。これが現在の第４次の行動計画となっております。 併せまして、資料３－１をご覧ください。 これは、現在の第４次の行動計画の体系図となっております。第４次の計画は、六つの目標がありまして、この目標ごとに施策の方向が１７項目、さらにこの下に具体的な取組があるという構造となっております。 このうち、女性活躍推進法に基づく推進計画は目標３と目標４、ＤＶ防止法に基づく基本計画が目標６に包含されている形です。 次の第５次行動計画には、新たに令和６年４月に施行された女性支援法に基づく施策に関する基本計画を含めることから、この体系の見直しが必要となりました。 そういった状況を踏まえ、事務局で作成しました体系案が資料３－２です。第５次新潟市男女共同参画行動計画施策の体系（案）となっております。困難な問題を抱える女性への支援につきましては、今後、女性支援法に基づく市での取組について盛り込んでいくこととなりますが、第４次計画の中でも、関連する内容は、先ほどの資料３－１で、目標６の中に記載されておりました。目標６の施策の方向の（３）に記載されておりました。第５次の体系でも、目標６のこの場所に位置づけたいと考えています。ＤＶに関しましても、引き続き目標６に位置づけ、法改正による修正部分を反映させていきたいと考えております。 目標６のＤＶと困難な問題を抱える女性の支援につきましては、施策の方向

	性の部分は別立てとしておりますけれども、相談支援、関係機関や民間団体との連携など、関連する部分、重複する部分が多数あります。ほかの部分につきましても同様に、関連し、再掲となる部分が出てくると思われます。 本日は、この施策の体系の目標の部分、今、お示ししました六つで進めていくことについて審議していただきたいと考えております。目標の名称ですとか、各目標に含まれる施策の方向、具体的な取組みについては、新年度に再度事務局案をお示しし、ご審議いただきたいと考えております。 引き続き、ご説明をいたします。次は検討会についてです。資料は4－1と4－2となります。 今回、第5次行動計画に含めるもののうち、女性支援およびDV防止に関する事項については、学識経験者、民間支援団体、関係機関の委員等で構成する会議を設置しまして、現状や課題等についてご意見をいただく予定となっております。資料は、この会議の設置要綱と委員名簿です。この検討会には、審議会の委員の方からも数名加わっていただきたいと考え、日ごろ、この事項に関連する業務に携わっておられる、有森委員、大島委員、橘委員にこちらの検討会にもご出席をお願いしております。 今後、この検討会で出されたご意見を、男女共同参画審議会に提出し、審議会で、ほかの部分と合わせて一体的な行動計画として審議いただいたのち、最終的に素案としてまとめていただく形で考えております。 最後に今後のスケジュールについて説明いたします。資料5をご覧ください。 昨年11月の第2回審議会で次期計画策定について諮問をさせていただきました。本日、この第3回審議会で、さらに体系案についてご審議いただいているところです。新年度、4月以降、ほぼ毎月ですがお集まりいただいて、計画案についてご審議をお願いしたいと考えております。 委員の皆様、大変お忙しいと思いますので、欠席される委員の方につきましては、事務局が資料を送付し、ご意見をいただいて、次の審議会で反映する形で進めさせていただければと考えております。10月には審議会として素案をまとめていただき、12月には議会への報告を行い、12月からパブリックコメントを実施し、その後、審議会として最終案をまとめていただき、2月に答申をいただくという形で予定しております。 事務局から以上です。
杉原会長	皆さん、いかがでしょうか。ご意見がある方、お願いいたします。
有森委員	前回の会議のときにも、この女性支援法が入りますというご説明をいただいて、この審議会との位置づけについてご質問させていただいたかと記憶しております。 この男女共同参画審議会の中にそれが入り込んでいくということで、今回のこの資料3－2の中にも、女性活躍、DV防止、困難女性の三つが入っているというふうに作ってくださったと思っています。 前回、そういう質問をしたこともあって、この困難な女性支援法に対して少しまた分析させていただいたりしたのですけれども、これらはDVだけではなくてそういう困難な状況、困難な問題を抱えた女性の方への支援とともに、社

	会復帰といたしますか就業といたしますか、そういったところまでを手厚く、あるいは全体的にみていくことを考えた法律ではないかと思っております。この目標6に「位置づける」ことを否定しているわけではないのですが、多分、社会への参画であるとかそういったところにも、目標5の理解の点とかにも関連してくると理解していて大丈夫でしょうか。分かりました。
相田委員	確認なのですが、目標1から5については従来どおりということなのですよね。右の施策の方向も含めて。
事務局	目標1から4がほぼ第4次と変わらないです。 目標5は、施策の方向というところに、困難女性というふうに、一つ、目印を付けているのです。今まで取り組んでいることは引き続き取り組んでいくのですが、困難女性に関連して、例えば困難な状況に陥る要因の一つとして、法律にも書いてあるのですが、望まない妊娠によってそういった状況に陥る方もいらっしゃる。その、望まない妊娠をしないためにはどうしたらいいのかというところになってくると、今まで取り組んでいる目標5、性を理解・尊重するための啓発の推進をもう少し深掘りしていく、取組が必要になってくるのではないかと、目標5で取り組んでいることは継続する部分も多々あると思うのですが、合わせて、困難女性のエッセンスを取り込んでいく部分もあるのではないかと、この困難女性という目印を付けました。
相田委員	分かりました。それで、目標6について、より一層、女性支援法を反映させる内容に変えると、変えたいということでタイトルを変えたのと、3のところを重点的という理解でよろしいですか。
事務局	おっしゃるとおりです。
相田委員	分かりました。
事務局	表の名称ですとか施策の方向、さらにここにぶら下がっていく具体的取組については、今後、ご意見、ご審議いただければと考えております。
相田委員	分かりました。異議ございません。ありがとうございました。
杉原会長	ほかに皆様、何かございますか。
齊藤委員	第4次の行動計画の施策の体系を見ると、目標6の下に、新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画というものが特別に書いてあって、これが第5次ではなくなるということですか。
事務局	第4次のほうをご覧くださいますと、具体的取組というところ、目標6の施策の方向の(1)からつながっている所に、新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画が入っています。今回、別立てにせず、基本計画に取り組むというか盛り込むべきものは加えていきたいと考えております。 困難を抱える女性への支援についても、今回、別立てにせず、ここに取り込んでいきたいと思っています。
齊藤委員	章立てをしていた部分はなくなるのですか。

事務局	別立てではなく、目標の中に含めていきたいと考えています。ほかの政令市等も参考にした形になっています。
齊藤委員	女性支援法も同じように章立てをしたほうがいいのではないかなという案もあったのですが、それが全て配偶者等暴力防止の基本法もここに書かれる、困難女性もここに書かれていくということなのですね。分かりました。
杉原会長	ほかに皆さん、ご意見ありますでしょうか。 章立てについては特に意見はないということによろしいでしょうか。 目標のタイトルは、私も6番目、「安心して暮らせる」があまりにもぼんやりしている、ただ、この困難女性の法律が全体的にぼんやりしているところもあって難しいのかなと。第4次のほうが割とぼっちり書かれているので、クリアで分かりやすいなという感覚は持ちました。 ほかにご意見ありますか。
有森委員	今の議長と同じ意見なのですが、この目標の表現は私も、あまりにもぼんやりしているということは認識しているので、この目標表現はこの内容を包含するという意味で、未定ということによろしいですか。 はい。了解しました。
杉原会長	ほかにありますでしょうか。
有森委員	審議をするメンバーのところで、私も名前をあげていただけていたように思いますが、それは、資料4-2にあります検討会のメンバーだという認識でよいでしょうか。
事務局	おっしゃるとおりです。こちらの資料4-2の1番、4番、5番に、有森委員と大島委員と橘委員がお入りになっていただくという形で書かせていただいております。
有森委員	ありがとうございました。本来はこの困難女性支援法のほうは、かなり民間団体との協働が強くうたわれている法律と認識しています。 それで、女性支援のメンバーをお入れになったのかなと思うのですが、この目標5と6についての議論を進めていくうえでは、当事者の方のご参加は難しい案件だと思うので、この支援、ケアをしている方々のご意見が意思決定の部分に反映されるようにご配慮いただけるといいかなと考えております。 意思決定は多分この審議会になるかと思うのですがけれども、そちらについてもご配慮いただけるようお願いしたいと思います。
杉原会長	よろしく願いいたします。
橘委員	今の件に関連して、補足で、法律上は民間支援団体、市町村についてはできる規定にはなっているのですが、新潟市ほどの市であれば、都道府県と同様にとまでは言いませんけれども、ぜひ民間支援団体との協働については積極的に取り組んでいただきたい部分かなと思いますので、今の審議会においても、できるだけそういう団体との協働、意見反映、取り込みができるような対応をお願いしたいと思います。
齊藤委員	私も同様の意見なのですが、本当に現場で実際に支援を行っている方にしか分からないことがたくさんあると思うのです。机上で私たちこうやって

	議論をしています、やはり、そういう方々の声を聞くだけではなく、決定の場の会議にも参加させていただきたいと強く要望します。
杉原会長	今度の新しい審議会でチャンスをお願いいたします。
三須委員	労働組合からの参加になりますけれども、今ほどの意見を私もひととおり伺いをして、賛成の立場で発言させていただきたいと思います。 審議会につきましては、労働組合はいろいろな団体とも連携して取り組んでいますので、そういった方々がどういう状況で活動されているかということは把握しているうえで、改めてこういう審議会の中でも意見が反映されるように、賛成の立場で発言させていただきたいと思います。
杉原会長	審議会のメンバーにおいて、現場の方が参加したほうがよいのではないかと、そういうご意見でしょうか。同様の意見が複数の方から出たわけですが、事務局としてはどうでしょうか。
事務局	現場の声をお聞きするということに関しては、おっしゃるとおりだと思います。 審議会につきましては、規則に基づき選任していきたいと思います。ただ、今回、検討会の設置であるとか、それに先立ちまして団体とのヒアリング等もございますので、そういったところで意見をお聴きして、そのご意見を審議会にも持ち帰って、皆さんからもしっかり審議していただきたいと考えております。
杉原会長	検討がかなり大事であるということと、審議会とつなぐ委員であられる方、その方がかなり重要な任務を背負うという組み立てになっている気がいたします。 ほかにご意見ある方、いらっしゃいますでしょうか。 特にほかに意見がなければ、この件に関しての審議は終わりにしたいと思います。 前回、会議のあと、有森委員から、せっかく専門の方がいっぱいいらっしゃるので、その分野での男女共同参画にかかわるご意見をお聞きしたいという意見が寄せられまして、まだ時間がありますので、お一人ずつご意見をいただければと思います。
相田委員	私の今の直属の上司は女性です。私は今論説編集委員というところにおいて、社説などを書く部署なのですが、委員長は女性です。報道の現場というのは、比較的女性記者が多く、昔から比較的進んではいるのですが、今回のフジテレビの問題などもありますけれども、やはりまだまだだなというところは自分でも実感しています。ちなみにうちの会社、全く余談かもしれないのですが、最近すごく女性が増えていて、昨年かな、12人の新人が入ったうち9人が女性。その前も15人入ったうちの10人近くが女性。今後、もっと増えていくのかなと思っています。
有森委員	私は2期目ですが、本当にこれだけの有識者の方々のお話を聞かせていただけるのは、すごく自分自身も参考になっていたと思っています。 男女共同参画という名前が出たときに、あくまでも女性ばかりを強く出すというものでないだろうと思っていて、男性も同様に参画していける社会が望

	ましいとなったときに、本当の平等論ではなくて、産むというのは女性しかできないことなので、その方々が本当に子どもを産み育てることを安心してできるようにといったところで、前回も議論に出ました、男性の育休を取る際にも、ただ形だけではなくて質の問題をやはり考えなければならない。となると、教育の面も重要になるといったこと、次のフェーズは質をどう担保していくかということなのだなと思って、この審議会のステップアップを見守らせていただきたいと思っています。 また、今回、第5次の課題としましては、女性支援新法が新たに入ってきていて、これだけ豊かな国でありながら、課題が、貧困を含めて、なかなか見えてこないといったところが問題になっていると思っています。 私は医療の現場にいる者なのでその立場からしか見えてこないのですが、さまざまな受け皿がないと、この問題はおもてに出てこない問題だと思います。なので、私たち医療の場面でも当事者の方の声を尊重していくというふうになんか今、医療者中心ではなくて、ペイシェント・センタード・ケアという概念で、当事者の方の声に沿ってケアを考えていこうという流れになっておりますので、先ほども発言しましたように、まず当事者の方が、無理であるならばそこに一番近い方の声がこういう施策に反映されていくといったことを、この審議会でもできることを願っております。
大島委員	警察本部人身安全対策課の大島といいます。 男女雇用法、参画の関係については、警察というと警務課が担当します。ですから、私のほうでお答えすることはありません。私が答えると、個人的な意見になってしまうものですからお答えしないのですが、DVの関係、ストーカーの関係、恋愛感情のもつれの関係です、あと虐待、高齢者、障がい者、児童、行方不明、あと9月1日から始まったのですが、非定型事案ということで、人間関係のもつれで、事件が発生する。特に隣人、親族、きょうだい間で、殺人事件が発生するということで、警察がその間に入りなさいということで、国から指示があって、今年9月1日から非定型事案ということで警察が関与することになりました。9月1日から約33件、関与しますけれども、大きな事件に発展することはなかったということでもあります。 ただ、DVに関しますと、男女の関係は新しくなってきました、他県から避難してきた当県の被害者に旦那さんが包丁を持って押し掛けてきて危なく殺される目に、殺すつもりはなかったという話はしているのですが、そういう事案も発生しておりますので、警察としては早い段階で対応するというところでやっております。 DVの件数に関してなのですが、全国は増加傾向ということではありますが、新潟県はここ数年減少してきています。令和6年度はプラス10件ということで、認知件数は少し増えているのですが、これについては、県警のほうで検討した結果を、皆様方の相談窓口が周知徹底されたおかげだなということで、警察の相談については減っている状況でございます。
齊藤委員	にいがた女性会議の齊藤綾子といいます。うちの団体では、いろいろな角度から、会合であったり労働だったり、教育的なところであったり、社会参画的

	なところ、あと子育てというところ、大雑把にそういうところから、自分たちの身近なところを問題視して、しっかり行政のほうに訴えていくというか、意見を提案していくということを行っております。
橘委員	弁護士という立場で、新潟県弁護士会を今振り返って男女共同参画について考えてみていましたが、法律の専門家として男女共同参画、一番理解をして実践ができていなければいけない立場ではあるのですが、自らの所属団体を振り返って、なかなか現実的には難しい問題が多々あるなど。単純に、形式的な枠組みを整えるだけではなく、女性が参画していくためには、そのための配慮、新しい支援、そういうものがやはり必要だと強く感じていますし、今年、調査の結果が出て、相談窓口を知っている方が減っているということも、弁護士会として振り返って反省しなければいけないことがあるなど痛感した次第です。 先ほど、審議会、来年度の委員の話が出ましたが、今回法改正があって、困難な問題を抱える女性の支援に関する法律ができて、計画策定にあっても、目玉というか、かなり大切な部分になってくると思いますので、ぜひとも、現場の意見を吸い上げてという話もありましたが、審議会の構成というところから、改めて、法の趣旨である共同、これを実現できるようにご検討いただければと思います。
渡邊委員	新潟労働局、雇用環境均等室の渡邊と申します。 私どもは雇用環境均等室ということで、職場の中で男女雇用機会均等の関係、非正規労働者の方の待遇改善とか、会社内のパワハラとか、ハラスメント関係、そういうものの相談等を受け付けているところになりますけれども、なかなか、会社のほうでそういう対応をしてくれないという相談を受けています。 非正規関係とか、今、人手不足というところが多く言われておりますので、職場環境を整備して、女性の方も入って、県内に戻ってきてもらって職場に復帰してもらおうとか、そういうところもいろいろやっています。
南委員	新潟商工会議所の南と申します。よろしくお願いいたします。 私どもの職員ですけれども、一番職員の中で上位が専務理事なのですが、女性の専務が令和6年度から従事しております、県内の会議所では多分女性の専務理事は初めてだと思うのですけれども、全国的に見ますと、政令市の商工会議所の中では女性の専務の方もいらっしゃいます。また管理職の割合でいいますと、まだ2割くらいですので、まだまだこれからかなと考えております。 また、男女共同ということなのですが、遅ればせながら時差出勤とかそういったものも取り入れていますし、育休につきましても、所内は男性の取得が進んでおります。もちろん、希望があれば上司等と相談して、1か月なり取得できるような形にはなっております。 私どものいろいろな事業所の方と相談しておりますが、本当に女性の方、管理職の方もかなり増えてまいりました。その辺は、この数字を見るとそうでもないのかなと思うのですけれども、実感的には進んでいる、一部では進んでいると考えておりますし、ますますこの男女共同参画行動計画、これも学んでいかなければと考えております。
三須委員	連合新潟地域協議会の三須と申します。

	私は労働組合の代表としてお邪魔させていただいておりますけれども、労働組合の活動というのは退勤後の夜とか土日とかそういうのが中心になってきますので、どうしても男性の参加のみということで、女性がなかなか参加しづらい活動に今なっております。今回のこの審議会の中身なども踏まえまして、女性がどうやって活躍できるかというところを、労働組合の中でも一緒に考えながら取組を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
松本委員	松本です。一般公募から応募して、2年間、務めさせていただきました。普段は大学院生というものが主な肩書でして、それに加えて、バックグラウンドとしては保健医療従事者として働いていた経験とか、いろいろ活動はしていましたが、今回、この審議会で、男女共同参画というテーマは私の主要なテーマではなく、勉強しながら、ほかの方の意見を聞きながら考えることが多く、少し難しかったです。テーマもけっこう幅広くて、男女のQOLの観点から、平等にすべきという観点、生命にかかわるものまで幅広くあるので、どこに焦点を置くかというところとか、テーマごとに考える内容も変わってくるので、非常に難しかったなと思いました。 その中でも、私が一番感じたところとしましては、やはり、誰のためにこの会議ということをするのか、目標を達成するのかと考えたときに、やはり市民が主体であるべきだと思いました。ですから、ほかの委員の方もおっしゃっていましたが、やはり当事者の声をこの審議会の中になるべく具体的に反映させるべきかと思いますし、その方たちの困っていることについて、よりの確に具体的にアプローチをしていけるようにしていくような審議会であってほしいなと思いました。 特に、私は今30歳代前半くらいの年齢なのですが、私の感覚でも、やはりこの10年、20年の間で、メディアとかそういった情報からの話にはなるのですが、やはり凄惨な倫理観、性に関する倫理観ですとか、こういう男女共同参画みたいなのところの感覚がかなり変わってきているなど、私でも思います。 そういった中で、誰が当事者になるのか、誰が被害者になるのかということもなかなか難しく、誰でもなりうる状況なのかなと思いました。というのも、やはり目まぐるしく変わる社会背景の中で、そこについて行けていない人もかなりいるのではないかなと、私の主観ですが思いました。ですから、こういった審議会、国がやってくれと設置されたものではあるのですが、それを、目標達成のために単純にやっていくではなく、先手を打って、被害者であったり加害者であったり、そのような人たちがあらわれないように、先を見越した取組ということ、高い目標を持ってみんなでやっていけたら、よりよい新潟市になるのかなと思いました。 なかなか私がそれに貢献できたかというところと分かりますが、また少し大きいことを言って申し訳ないのですが、以上です。
福田委員	公募委員の福田といいます。 10年以上、アルザというところで、ジェンダーで社会を考える講座に特化して企画担当していました。仕事は、学童保育の支援員をやっています。

	今日は、生きづらい女性たちという話がたくさん出たと思いますが、学童保育にお子さんを預けているお母さんたちは、意外と生きづらい女性たちが多くて、望まない妊娠とか、家庭の不和とか、あとオーバードーズしていらっしゃる方とかたくさんいます。そういう方たちを取りこぼさないような感じで審議ができればいいなと思ったのですが、そういう現場の状態を行政の文章に取り込んでいくことはすごく難しいなと思いました。行政の文章というのはすごく保守的な感じがして、具体的な意味合いを取り込んでいくのは、事象ですね、事象を取り込んでいくのは難しいなと思いました。 私は、アルザでは虐待の話とか加害者支援の、性虐待の加害者支援をしている人たちの企画とかをしていたのでそういう話も盛り込みたかったのですが、入っていきなかったです。 DVの話もたくさん出ますが、講座にいらっしゃる人たちは、60年前に小学校の先生に虐待されたことを、意識していなくて急に思い出すおばあさまとかがいまして、その場面に何回も立ち会ったのですが、DVを扱うのでしたら、そういう方を取りこぼさないように慎重にやってほしいなと実感で思っています。その辺に気を付けていただきたいと思います。実感が無いのに、生きづらくずっと生きてきたおばあさんたちがいて、アルザの、私たちが企画する講座にいらしていたので、本当にこの生きづらさはどこから来ているのだろうと思っている方がたくさんいるので、その辺から、男女共同参画もやっていかないと、なかなか平等にはなっていないと私は実感しています。
杉原会長	皆さん、ありがとうございます。それぞれの専門分野のお立場から、いろいろご意見とか現状についてご説明いただきまして、ありがとうございます。また次の審議会、このあとも続いていきますし、計画も続いていきますので、今後とも、よろしくお願いしたいと思います。 私は大学でジェンダー論を30年くらい教えているのですがけれども、やはり、意識とかそういうことはだいぶ変わってきたということはあります。変に物分かりがよいけれども無関心で、現実に対して、現実のいろいろな問題に対してはなかなか進まないというか、いわゆる教育とかメディアとか、ネットとかで流れるイメージやそういう情報とリアリティとがうまく合っていないというか、合っていないことをみんな分かっているのに、「ああいうことを言っているけれどもそれは当事者の意見を反映していないよね」、「本当にセクシャリティで悩んでいる人の思いを運動家の人たちは分かっているの?」とかそういう変な反発という変ですけども、そういうことにも出くわしたり、「それは個人の問題だね」、「女性とか男性とか一括りにするのはおかしいよね」という、個人化というのでしょうか、「政治家に女性が少ない、管理職に女性が少ない、それは能力の問題でしょう」という、「男、女と決めつけるほうがおかしいのではないですか」みたいな、こういう感じの言説というか言われ方とかに出会ってきました。 我々の若いころというのは、男はこう、女はこうと決めつけるのをやめましょうみたいなことを一生懸命言ってきたのですがけれども、今は多様性で、いろいろな人がいるよねという言説になってきた中で、むしろ、現実の性にに基づい

	たいろいろな不利益な状況とかに対して、何か、鈍感になっていると言うと変なのですけれども、そういう複雑な状況になっているなということは感じたりします。 若い人はすごく正義感も強くて、やはり差別はよくないよねという感じで、ジェンダーとかの問題にもセクシャリティの問題にも関心は示すのですけれども、逆に、自分のことにはすごく無防備という変なのですけれども、いわゆる性暴力の被害に遭うとか、セクシャリティのデートDVとかの問題に関しては非常に被害を受けている、そういう現実もあったりして、要するに、教育で、警戒するとか、身を守るということが十分でないまま大学に来て放り出されて、被害に遭うというようなことを見たりするので、まだまだ、いろいろな問題が根強くあるなど。 逆に言うと、強い女性はある意味いいのです。放っておけば。自分で何とかするので。やはり弱い立場の人たちが、どのようにアプローチしてそういった人たちの声を拾い上げて対策を立てていくかという、意識啓発もいいのですけれども、そういう問題も、今までも取り組んできていただいたのですけれども、今後もぜひ取り組んでいっていただけたらと思います。 やはり役所の方が言ってくれるとみんな動くので。言わないと動かないのですけれども。そういう方がいらっしゃるとやらなきやなというふうなムードも出てきたりしますので、ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。 ほかに皆さん、ありますでしょうか。 いろいろご意見ありがとうございました。
有森委員	改めて、委員の皆様のご発言を聞いて、もっとこういう話をできたらよかったなと思って聞いていました。 今回の調査でも、意識はかなり年齢によって変わってきているということが歴然としているので、審議委員のメンバーも、ある程度年齢構成を検討してもいいのではないかなと思っているのが1点あります。 もう1点が、男女雇用を推進して、その結果どうなるかといったところでは、そういうことをやっている企業はアウトカムとして収益も上がっているとか、そういうふう環境が整えられている企業は女性が多く働いてきているとか、女性が長く働いていることを数字で示していただけると、新潟の企業はこれだけいい成果を上げていると、数字が見えるとよりいいのかなと思いました。労働組合の方とか企業の方がたくさんご出席いただいていたと思うので、もう少し見える化で、市民全体のメリットとして、お金というのもとても重要だとは思いますが、雇用にどういうよい結果をもたらしたのかといったことまで言及できるとすばらしいのではないかと考えて聞いておりました。そういう視点の検討も第5次ではぜひお願いできたらと思って聞いておりました。
杉原会長	いろいろご意見ありがとうございました。 以上で本日の議事は終了いたします。皆様、ありがとうございました。
事務局	ご審議、ありがとうございました。 今年度末で今期の審議会委員の任期は終了いたしまして、改選となります。各団体の推薦依頼等今後行いますけれども、ご依頼が各委員にあった場合は、

	ぜひご協力をお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは令和6年度第3回新潟市男女共同参画審議会を終了いたします。 皆様、2年間、ありがとうございました。
--	--